

許可番号 04020019127

## 産業廃棄物処分量許可証

住所 福岡県柳川市大和町徳益416番地

氏名 大坪G S I 株式会社  
代表取締役 大坪 尚宏

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 平成 29 年 6 月 6 日

許可の有効年月日 令和 6 年 6 月 5 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎）：ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）、がれき類 以上2品目

中間処理（薬剤固化）：燃え殻、鉱さい、ばいじん（以上3品目については、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合するものに限る。）、汚泥（無機性に限る。）、ガラスくず等（廃石膏に限る。） 以上5品目

中間処理（乾燥）：ガラスくず等（廃石膏に限る。） 以上1品目

中間処理（破碎（移動式を含む。））：木くず 以上1品目

中間処理（造粒固化（移動式））：汚泥（無機性に限る。） 以上1品目

中間処理（不溶化・造粒）：ガラスくず等（廃石膏であって、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類（カドミウム、砒素に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合するものに限る。） 以上1品目

中間処理（分離・破碎）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、廃太陽光パネルに限る。） 以上3品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設：取扱品目 ガラスくず等、がれき類

設置場所 福岡県柳川市田脇字頓行345番1

設置年月日 令和元年12月13日

処理能力 816t/日（8時間）

（以下第2面記載）

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。



破碎施設：取扱品目 ガラスくず等、がれき類  
設置場所 福岡県みやま市山川町河原内字冥加谷1438番1  
設置年月日 昭和63年3月1日  
処理能力 2800t/日(8時間)  
許可年月日 平成13年9月26日  
許可番号 第421号

破碎施設：取扱品目 ガラスくず等、がれき類  
設置場所 福岡県八女市立花町上辺春字坂ノ下5149番1外2筆  
設置年月日 平成4年9月2日  
処理能力 816t/日(8時間)  
許可年月日 平成14年11月14日  
許可番号 第449号

薬剤固化施設：設置場所 福岡県柳川市田脇字頓行347番1  
設置年月日 平成18年2月25日  
処理能力 320m<sup>3</sup>/日(8時間)

薬剤固化施設：設置場所 福岡県みやま市山川町河原内字鍋谷1483番3  
設置年月日 平成23年6月11日  
処理能力 320m<sup>3</sup>/日(8時間)

乾燥施設：設置場所 福岡県柳川市田脇字頓行345番3  
設置年月日 平成21年1月13日  
処理能力 5.04t/日(8時間)

破碎施設(移動式兼用)：設置場所 福岡県みやま市山川町河原内字冥加谷1438番7  
設置年月日 平成20年7月19日  
処理能力 4.73t/日(8時間)

破碎施設：取扱品目 ガラスくず等  
設置場所 福岡県みやま市山川町河原内字鍋谷1483番3  
設置年月日 平成25年10月21日  
処理能力 4.75t/日(8時間)

造粒固化施設(移動式)：保管場所 福岡県みやま市山川町河原内字冥加谷1438番1  
設置年月日 令和3年5月10日  
処理能力 1080m<sup>3</sup>/日(8時間)

不溶化・造粒施設：設置場所 福岡県柳川市三橋町五拾町字西川288番1  
設置年月日 平成28年1月7日  
処理能力 6.4t/日(8時間)

分離・破碎施設：設置場所 福岡県みやま市山川町河原内字鍋谷1466番1  
設置年月日 令和5年8月5日  
処理能力 (40mmスクリーン使用) 2.4t/日(8時間)

以下余白

(以下第3面記載)





## 3. 許可の条件

(1) 薬剤固化処理については、処理後物が次のいずれにも適合するよう処理すること。

ア 土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

イ ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境省告示第68号）のうち、土壤の汚染に係る環境基準

(2) 移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

(3) 不溶化・造粒処理については、ふっ素の不溶化を行うこと。

(4) 不溶化・造粒処理については、処理後物が次の基準に適合するよう処理すること。

ア 土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

(5) 分離・破砕施設については、40mm以下のスクリーンを使用すること。

以下余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 6月 6日 更新許可

平成12年10月17日 変更許可により中間処理（破砕）に係る取扱品目（がれき類）の限定の解除

平成13年 6月20日 変更許可により中間処理（破砕）に係る取扱品目（ガラスくず等）の追加

平成17年 5月 9日 変更許可により中間処理（破砕）に係る取扱品目（ガラスくず等）の限定の変更

平成17年 6月 6日 更新許可

平成18年 4月 4日 変更許可により中間処理（薬剤固化）の追加

平成18年 5月29日 変更許可により中間処理（薬剤固化）に係る取扱品目（汚泥）の限定の変更

平成19年11月 8日 変更許可により中間処理（薬剤固化）に係る取扱品目（燃え殻、鉍さい、ばいじん）の追加

平成21年 1月 9日 変更許可により中間処理（薬剤固化）に係る取扱品目（燃え殻、鉍さい、ばいじん）の限定の解除

平成21年 2月26日 変更許可により中間処理（乾燥）の追加

平成22年 3月10日 変更許可により中間処理（薬剤固化）に係る取扱品目（ガラスくず等）の追加

平成22年 6月 6日 更新許可

平成23年 2月16日 変更許可により中間処理（混練）の追加

平成23年 6月17日 変更届出により中間処理（混練）の廃止

平成25年12月26日 変更許可により中間処理（破砕（移動式を含む。))の追加

平成26年 5月13日 変更許可により中間処理（造粒固化（移動式））の追加

平成29年 5月 1日 変更許可により中間処理（不溶化・造粒）の追加

平成29年 6月 5日 更新許可

平成30年 7月23日 変更届出により代表者の変更

令和 3年 5月28日 変更届出により造粒固化施設（移動式）の変更

令和 4年12月26日 変更届出により破砕施設の変更

令和 5年10月25日 変更許可により中間処理（分離・破砕）の追加

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無